

令和5年度砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定） 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和5年度砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定）」に適用する。

第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（令和4年4月改訂）、「鹿児島県公共測量作業規程」（平成20年10月改訂）、「砂防事業設計積算基準」（平成29年10月改訂）、国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」（令和5年5月版）、砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和4年3月水管理・国土保全局砂防部保全課）、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和7年3月14日（金）までとする。

第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

令和4年砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定）の成果を基に、ライフサイクルコストの算定や年次計画の策定、新技術の活用等の短期的な数値目標及びコスト縮減効果の検討を行い、平成31年3月に策定した鹿児島県砂防関係施設長寿命化計画を砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和4年3月水管理・国土保全局砂防部保全課）に基づく計画に改定することを目的とする。

第9条 業務内容

（1）計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

（2）経過観察方法（調査・観測等の方法とその留意点）

定期点検結果等により経過観察とした施設に対する、点検項目、点検の観察、観測方法や頻度の決定の考え方、作業効率や安全性向上のための手法の収集・整理を行う。

（3）対策の実施時期・工法の選定

前年度検討した劣化予測の結果を踏まえ、砂防関係施設の予防保全の対策時期・工法の選定と概算工事費の算定を行う。対策工法の設定に当たっては、過年度工事で実施した内容を踏まえ、施設全体の現状状況を鑑み、全体としてどのような対策を実施することが効果的であるかを考慮する。

（4）ライフサイクルコストの算定

前年度検討した劣化予測の結果を踏まえ、ライフサイクルコスト算定のための予防保全サイクル、費用算定方法を整理する。予算配分は発注者と協議して決定する。

（5）対策施設の優先順位検討

砂防関係施設の健全度、流域の荒廃状況、保全対象との位置関係、施設の重要度、過去の災害履歴、維持・修繕・改築・更新の工法を考慮の上、地域振興局毎に対策施設の優先順位を検討する。

（6）年次計画の策定

優先順位の検討で決定した内容を基に修繕、改築等を実施する施設を抽出し、年次計画としてとりまとめる。年次計画案の期間、予算規模については発注者と協議の上決定する。

年次計画は30－50年程度の計画対象期間とする中期年次計画と

10年程度を計画対象期間とする短期年次計画を策定する。

(7) 対策（維持，修繕，改築，更新）の総合的検討

砂防関係施設の構造，損傷の状態・原因，健全度評価に基づく劣化予測の結果，施設が存する周辺環境（流域特性，保全対象との位置関係等）及びライフサイクルコストの縮減等を踏まえて，対策案の経済性，施工性，環境への影響等を含め，総合的に対策内容を評価する。

(8) 新技術の活用等の短期的な数値目標及びコスト縮減効果

砂防関係施設の点検や維持，修繕，改築，更新等にかかる新技術の活用等の短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を検討する。

(9) 照査

業務の実施にあたり，照査計画書を作成し，業務の節目毎に照査を適切に実施する。

(10) 報告書作成

業務目的を踏まえ，長寿命化計画の改定をするとともに，業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに，業務の方法，過程，結論・結果等について取りまとめを行い，報告書を作成する。また，業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体（CD-R等 正・副 各1枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）1部（参考資料，概要版含む）
- ・その他，監督職員が指示するもの

(11) 打合せ協議

打合せ協議は，業務開始時，中間時（3回），成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお，打合せを行う場合は，管理技術者が立ち会うものとする。

リモートによる打合せも可とする。

(12) 提供データ

- ・令和4年度砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定）成果品
- ・鹿児島県砂防関係施設長寿命化計画データ
- ・砂防定期巡視点検管理システムデータ
- ・NPO 鹿児島砂防ボランティア協会点検結果（紙資料）
- ・砂防指定地一覧表
- ・緊急改築事業 DB
- ・砂防メンテナンス DB 様式データ
- ・その他，必要な資料については監督職員と協議すること

(13) 業務対象施設数等

●特記仕様書(現行長寿命化計画)での対象施設数

施設種別	単位	健全度別施設数				
		A	B	C	小計	
砂防堰堤 単独床固	基	1467	530	173	2170	5540
溪流保全工 (護岸工)	一連 区間	1077	109	125	1311	
溪流保全工 (床固工)	基	1814	164	81	2059	
急傾斜地崩壊 防止施設	区域	516	272	275	1063	
地すべり 防止施設	ブロック	25	16	95	136	
合計	施設	4899	1091	749	6739	

上記施設に対して、突合作業を踏まえた、劣化予測対象施設数（暫定値）

●劣化予測対象施設数(統合)

施設種別	単位	突合数			小計
		A	B	C	
砂防堰堤 単独床固	基	1054	697	246	1997
溪流保全工 (護岸工)	基(指定地)	292	135	138	565
溪流保全工 (床固工)	基(指定地)	258	63	49	370
急傾斜地崩壊 防止施設	区域	421	285	287	993
地すべり 防止施設	ブロック	18	16	95	129
合計	施設	2043	1196	815	

第3章 その他

第10条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第11条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

第12条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

第 13 条 電子成果品の作成

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和 5 年 3 月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第 14 条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第 15 条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。